慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	社会事業の概念 : 小島栄次教授の業績を顧みて
Sub Title	The concept of social work : the memory of Prof. Eiji Kojima
Author	青沼, 吉松
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1964
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.57, No.10 (1964. 10) ,p.761(1)- 778(18)
JaLC DOI	10.14991/001.19641001-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19641001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

社会事業の概念

——小島栄次教授の業績を顧みて——

青沼吉松

はしがき

小島栄次教授が担当されていた講義は「経済地理」と「社会事業」であるが、前者についての業績はすでに取り扱われている（拙著「経済地理学における法則性の問題——小島栄次教授の業績を顧みて——」三田学会雑誌、第五七巻第七・八合併号）から、ここでは、後者についてのそれが問題とされる。

社会事業関係の諸論文が発表された時期は、前期と後期とにはっきりと区分されうる。前期をなしているのは昭和七年から同一一年にいたるまでの期間であり、後期は同二五年以降である。両者を隔てている時期においては、もっぱら、経済地理関係の諸論文が発表されていた。小島教授の社会事業関係諸論文としては、次のようなものがあげられる。

発表年月	題目	掲載誌
昭和七年九月	米国社会事業概観	三田学会雑誌第二六巻第九号
同　七年一〇月	科学と社会事業	同　第二六巻第一〇号

新刊紹介

M・ウェーバー著 大久保和郎訳『マックス・ウェーバー』I……飯田　鼎 85

E・ルンドベルク著 吉野俊彦訳『景気変動と経済政策——経済統制か金融政策か』……古田精司 86

J・ティンベルヘン著 清水幾太郎訳『新しい経済』……古田精司 87

同　八年二月　George B. Mangold, Social Pathology, 1932.
同　八年六月　社会学理論の社会事業への適用　同　第二七巻第二号
同　八年八月　社会調査に関する若干の基本的考察　社会事業第一七巻第三号
同　九年七月　社会病理学と社会事業　三田学会雑誌第二七巻第八号
同　九年九月　戸田貞三著「社会調査」及びエルウッド著「社会学方法論——批判的研究」　三田学会雑誌第二八巻第四号
同　九年一二月　不良住宅改良事業の根本方針と不良住宅の家主に関する調査に就いて　三田学会雑誌第二八巻第九号
同　一〇年一月　野間繁著「無産者救護制度体系」　同　第二八巻第一二号
同　一〇年一月　社会事業従事者に必要なる科学的知識について　社会事業第一八巻第一号
同　一〇年二月　東京市内社会事業施設の見学記　三田評論第四五〇号
同　一〇年六月　紐育市社会事業の実証的研究　三田学会雑誌第二九巻第六号
同　一〇年九月　デーヴィス教授の講演を聴いて　三田評論第四五七号
同　一〇年一〇月　社会事業現業の調査について　社会事業第一九巻第七号
同　一一年六月　社会事業に於ける国際的課題　同　第二〇巻第三号
同　二五年一一月　社会事業の本質に関する二つの見解　三田学会雑誌第四三巻第五号
同　三〇年一月　生活保護法関係の社会事業に関する諸問題　同　第四八巻第一号
同　三一年一二月　社会事業とは何か　三色旗第一〇五号
同　三二年一一月　学校社会事業について——社会事業の概念の問題と関連して——　三田学会雑誌第五〇巻第一〇・一一合併号
同　三三年六月　学校社会事業　生活と福祉
同　三三年八月　グループ・ワークの社会事業における位置——社会事業の概念の問題と関連して——　三田学会雑誌第五一巻第八号
同　三七年一〇月　コミュニティ・オーガナイゼーションの諸側面——社会事業の概念の問題と関連して——　同　第五五巻第一〇号

小島教授の社会事業関係諸論文の主要なものは三田学会雑誌に掲載されているが、これらのものについてみるかぎり、実証的研究の成果を内容とするものはまれである。「紐育市社会事業の実証的研究」においては、一九三〇年代の不況に直面して、アメリカの社会事業が危機に際会していることが紹介されているにとどまる。続出する失業者群の貧困化によって、個人差に注目するケース・ワークは限界に達し、集団的・一律的な取り扱いをなさざるをえなくなっているというのが、この危機の内容とされている。「不良住宅改良事業の根本方針と不良住宅の家主に関する調査に就いて」は、全国都市問題会議での報告のために執筆されたものである。この調査は官公庁資料を利用してなされたものであり、そこでは、現地におけるより直接的な調査は実施されていなかったようである。後年、日本産業構造研究所の理事として、小島教授は数多くの調査研究を指導されているが、発表された諸論文のなかには、実証的研究の成果はほとんど含まれていない。

社会事業についての最初の論文たる「米国社会事業概観」においては、アメリカの社会事業の発展が概観され、その主要な特徴として、二つのものがあげられている。ひとつはケース・ワークとしての社会事業である。諸個人の特殊的事情を無視して、画一的な取り扱いをなすのは社会事業とはいえない。それはあくまでも個別的社会事業（social case work）でなくてはならない。他は社会事業の専門職業化（professionalization）ともいうべき事態である。社会事業が専門職業のひとつになるということは、そのための学校が設定され、科学的な社会事業が可能になるということを意味する。しかしながら、社会事業は十分に科学的になっているとはいえないとされる。その理由として「科学と社会事業」であげられているのは、社会事業家が科学的精神をもっていないということと社会事業に適用される諸科学の未成熟である。調査を通じて、社会事業は科学と結び付く。社会事業家の最も基本的な業務は調査の実施であるといえる。このような観点から「社会調査に関する若干の基本的考察」が執筆されている。

前述した三つの主要論文はいずれもアメリカでの事情を記述しながら、社会事業の本質を究明しようとするものである。

この初期の研究関心は後期の諸論文においても貫かれている。小島教授の研究関心は社会事業の概念的問題に集中されていたといえるようである。そして、この際、照準が合わせられているのはアメリカでの社会事業である。小論の題目を「社会事業の概念」としたのは、このような事情による。

「社会事業の本質に関する二つの見解」では、社会事業は貧困問題のみならず、より広い問題に対処しうる技術であるという自説を主張される。この立場においては、生活保護法による事業は社会保障制度の一部をなすべきであって、それ自体は社会事業ではないということになる。これについて論じているのは「生活保護法関係の社会事業に関する諸問題」である。昭和三二年から同三七年にかけて、「学校社会事業について」「グループ・ワークの社会事業における位置」「コミュニティ・オーガナイゼーションの諸側面」が発表されているが、これらの諸論文には、すべて「社会事業の概念の問題と関連して」という副題が付けられている。

一　社会事業の対象と方法

社会事業の概念は必ずしも明瞭ではない。古くは、社会事業は富裕な階級から貧窮者へなされる個人的な慈善行為であるとされていた。このような解釈が今日では通用しないことはいうまでもない。その後、要保護者が存在する原因はかれらの側にあるよりも、むしろ、社会の側にあるという見解が優位を占めるようになった。そうなると、社会事業の主体は個人から社会へ移行し、その内容は与えられる慈善から要保護者の権利として要求されるものに変ってくる。

資本主義制度の欠陥から生ずる問題、とくに、非労働者の貧困問題に対処する方策として社会事業を解釈する立場がある。これによると、資本主義社会の本質的問題たる労働者問題に対決するのは社会政策であり、社会事業は非本質的問題を扱うことによって、それを補足するものであるとされる。このような見解に反対して、小島教授は社会事業をより広い問題に対処うしる技術として性格づけようとされる。[1] そこでは、問題を資本主義社会の必然的産物とするようなマルクス主義的見解は排除され、それを社会解体およびそれにともなう諸個人の社会的不適応の所産とする、アメリカ学者の間で多くみられるような見解が支持されているようである。

この社会的不適応はいかなる社会制度のもとでも存在するものとされているから、社会事業はたんに資本主義社会の制度的欠陥を補足するものではなく、社会主義社会でも必要なものになる。既成制度が救済しえぬ個人を対象とするのが社会事業であり、それはどんな社会制度のもとでも必要とされる社会の穴埋め的仕事である。このような見解にたいして、社会事業は現在の経済制度の欠陥に起因する問題を扱いながら、結果たる現象に働きかけるのみであり、原因たる経済制度に手をつけないという批判が向けられる。この批判は社会事業をたんなる弥縫策であるときめつける。

社会事業は、一方においては、その対象領域を拡大して、社会主義社会においても見出しうるような問題を扱うのに努め、他方においては、その方法を精密化することによって、諸個人の社会的不適応を、制度ではなく個人に即して解決しようとしている。それは問題の解決を制度ではなく、個人に求める傾向があるのは否定しえない。しかし、いかなる制度においても存在しうるような問題を扱うことによって、このやり方は正当化されているようでもある。ともかく、対象領域を拡大し、方法を精密化した結果、社会事業の性格はその通俗的解釈ではとらえがたいものになっている。

現実にその名前で呼ばれている個々の施設を観察すると、社会事業は一般に貧困者救済事業と考えられているが、これは正しくはない。社会事業の対象はもっと広大であり、諸個人の社会的不適応から生ずる困難のすべてを解決するのがその課題となる。したがって、社会事業がその対象となる諸個人に付与しようとする能力は、所得獲得能力だけではなく、社会の正常な成員として必要な生活能力という広い意味のものである。

社会事業が貧困問題への対策に限定されず、その対象領域が拡大されると、それはもろもろの分野で適用される。かかる

もののひとつとして、学校社会事業（school social work）があげられる。[2] 成績不良などの理由で問題になっている生徒について、対人関係に原因があることを探り出して、適切な援助を与える仕事は、アメリカでは、学校社会事業と呼ばれている。知識の習得のみならず、社会的・情緒的発展という教育効果をあげるためにも、社会事業の技術が利用されるのである。わが国の大学においても存在するカウンセラー制度は学校社会事業に属するものということができる。それは学生の個人的相談に応じ、かれらの学校への不適応を解決して、教育効果を促進するのを目的とするものである。

社会事業は学校においてのみならず、企業においても適用されるはずである。企業においても、従業員の個人的相談に応ずる制度が作られ、それによって、作業能率の低下を防止しようと意図されることがある。社会事業を貧困者救済事業とする通俗的解釈からすると、これは不可解であろう。しかし、社会事業の対象領域が拡大されているならば、学校内における同様に、企業内においても、社会事業は存在する余地がある。このようにして、社会事業の分野はほとんど無限に拡張されうる。

二〇世紀初期のアメリカにおいて、社会事業の方法はほぼ確立されていた。アメリカ社会事業の発展を概観した論文[3]において、その主要な特徴のひとつとして、ケース・ワークの方法が採用されていることがあげられている。ケース・ワークは諸個人を個別的に対象とし、その生活の全側面にわたって処置するやり方を意味する。ケース・ワークを導入することによって、社会事業は個別的社会事業となる。特定個人の生活の全側面を問題とするのがその特色である。

この特色は二つの部分から成っている。ひとつは、個人的接触による個別的事情に応じた処置が社会事業であるということである。これと対照的なのは諸個人の特殊事情に関係なく画一的取り扱いをすることである。このようなものは社会事業とはいえない。他は問題を全面的に取り上げるということである。したがって、問題のかぎられた面にのみ固執するのでは、真の社会事業は成立しない。問題の解決に貢献する諸専門機関の活動を統合するのが、社会事業家の役割である。そして、これらの活動そのものは社会事業ではない。例えば、学校社会事業において、学校内の教員・校医・心理学者などの専門家の間にチーム・ワークを構成するのが社会事業家の役割である。特殊な専門家はいずれも生徒のかぎられた側面だけを扱うにすぎないから、かれらは社会事業家ではない。社会事業家はスペシャリストであるよりも、むしろ、ゼネラリストとして規定されるべきである。この点で、かれは企業の諸部門を統合する最高経営者と同一の性格をもっている。

貧窮の原因をきわめずして、金銭・物品の給与のみを行うのが、古い社会事業の通弊であった。技術としての社会事業においては、この原因の究明が中心とならなくてはならない。このために、調査能力をもつことが社会事業家の不可欠の資格条件となる。[4] 調査が重要視されてはじめて、社会事業は科学に接近し、技術としてのそれが成立する。調査によって、救済の処方箋が的確に作成され、そのための諸機関の動員が適切に準備されうる。

調査方法には、統計的なものと事例研究的なもの（case study method）とが区別されるが、ケース・ワークにより密接しているのは後者である。統計的方法は調査対象の特定側面の共通性のみを照明することによって、その個別性を消失させる。この方法が個別的・全面的把握を意図するケース・ワークに寄与するところは多くはない。事例的研究方法はケースを取り出すだけではなく、それを多面的に分析しようとするやり方である。この方法にもとづく社会調査は対象の個別的・全面的把握を可能にする。現象を数量的に把握しようとする経済学は統計的方法を選択するのにたいして、社会学の独自性は事例的研究方法を採用することに求めることができる。しかしながら、社会調査は社会学の一部をなすよりも、もっと一般的なものであるといえる。技術としての社会事業の実体はケース・ワークであり、このケース・ワークの実質的内容をなしているのは事例的研究方法である。社会事業の核心が社会調査であることからして、それは社会学と近親性をもっているということができる。

社会調査を通じて、社会事業は社会学と結び付く。しかし、両者の性格はちがっている。社会学は社会諸科学のなかでの

専門的部門である以上、その分析角度は狭角的であり、それは実践的方策よりも、むしろ、基礎的知識を供給するものである。ところが、ケース・ワークのなかには、臨床的研究方針（clinical approach）が貫徹しており、それはきわめて多角的な分析を目標としている。したがって、ケース・ワークは社会学のみならず、その他の諸科学にも結び付く。多角的分析の成果として期待されうるのは基礎理論ではなく、政策論・管理論である。諸科学の交流を阻んでいる専門的障壁が消失するならば、理論と実践との隙間は埋められるが、それまでは、両者は区別されなくてはならない。社会事業は応用社会学といった科学の応用部門ではなく、実践的方策を導くための技術である。それは科学とは無関係ではなく、その成果を導入しているが、科学そのものではない。このような意味において、技術としての社会事業が成り立つのであろう。

社会調査には、科学的研究のためになされるものと実践的方針を打ち出すためになされるものとが区別される。両者は次第に歩みよりつつあり、結局は、実践的調査は同時に理論的調査になるだろう。しかし、現状においては、両者の区別は無意味ではない。ケース・ワークの内容をなしている調査は際立って実践的な性格を帯びている。そうだからといって、理論からの遊離は技術の発展を阻害する。諸科学の成果をたえず取り入れることによって、技術としての社会事業の発展は保証される。

社会事業はたんなる救貧事業ではないから、それは生活保護法による事業に限定されるものではない。さらに厳密にいうならば、両者は区別されなくてはならない。[5] 社会事業は生活保護法による事業そのものではなく、それを有効・適切に行うための技術である。要保護者の困難が個別的・全面的に把握されなくては、保護事業の能率は期待されない。保護事業は一般に金銭・物品の支給を内容とするが、社会事業の核心をなすのは調査である。両者の関係は医薬分業に似ている。投薬が十分な効果を発揮するには、医者の指示がなくてはならない。医者の役割を演ずるのが社会事業家である。生活保護法による事業は社会保障制度の一部をなすものであっても、それ自体は社会事業ではない。社会事業は制度に結晶するものではなく、制度の隙間を埋めるものである。

社会事業の対象は無限に拡大される可能性をもっているから、対象の面からする社会事業の性格の規定はむずかしい。したがって、その性格を規定するには、その方法を強調しないわけにはいかない。これからして、社会事業の本質的要素をケース・ワークを中心とする技術に求めようとする見解が出てくる。慈善としての社会事業においては、上級の主体が下級の対象にたいしてもつ人道主義・宗教的・感情的主観が重要な意味をもっていたが、技術としてのそれの内容をなしているのは客観的な処置方法である。この技術においては、諸科学の成果が利用されているが、それをもってしても、社会事業の科学化は十分であるかどうかは疑問である。

（1）「社会事業の本質に関する二つの見解」（三田学会雑誌第四三巻第五号）
（2）「学校社会事業について」（同第五〇巻第一〇・一一合併号）
（3）「米国社会事業概観」（同第二六巻第九号）
（4）「社会調査に関する若干の基本的考察」（同第二七巻第八号）
（5）「生活保護法関係の社会事業に関する諸問題」（同第四八巻第一号）

二　社会事業の諸技術

社会事業は特定の個人を対象とするケース・ワークに重点をおいてきたが、近時、集団を対象とするグループ・ワークが発達してきた。さらに、地域社会を舞台とするコミュニティ・オーガナイゼーションが現われてきた。グループ・ワークおよびコミュニティ・オーガナイゼーションは集団および地域社会に働きかけるが、それらの窮極の目的は諸個人の個別的発達をはかることにある。したがって、それらとケース・ワークの相違は本質的なものではなく、それらはケース・ワークと並ぶ独自の技術ではなく、そのなかに包含されるものとされる。[1] したがって、社会事業の中心は依然としてケース・ワーク

にのみ求められる。

しかしながら、ケース・ワークにおいては、個人はそれ自体として取り扱われうるのに、グループ・ワークおよびコミュニティ・オーガナイゼーションにあっては、個人はあくまでも集団および地域社会の一員として問題となる。このようにして、後者では、個人はより複雑な様相を帯びて対象化される。この事情からしても、これらの技術はたんなるケース・ワークよりも精密なものでなくてはならなくなる。社会事業がたんなるケース・ワークからグループ・ワークおよびコミュニティ・オーガナイゼーションに移行したということは、その技術の発展を意味するものでなくてはならない。より複雑な様相に対処するためには、技術もそれに応じた多様的な性格を帯びないわけにはいかない。

大衆社会的状況では、社会における諸制度が相互に調和的に機能しがたくなってくる。社会的解体の進行とともに、個人的欲求を社会的要請に適応させるのは困難になる。大量的・恒常的になってくる社会的不適応現象に対処するには、社会事業はその技術を精密化し、個人のみならず、集団や地域社会にも働きかける必要が生ずる。グループ・ワークおよびコミュニティ・オーガナイゼーションはこの必要にこたえるものとして理解されうるのではなかろうか。

コミュニティ・オーガナイゼーションと同じく、グループ・ワークはアメリカにおいて行われている社会事業の新しい分野であり、いずれも、わが国においては未発達である。グループ・ワークの対象となる集団はせいぜい二〇～三〇人どまりの小集団であり、社会事業家がそれに介入して援助するのは、主に余暇活動である。社会事業家は操縦者（manipulator）としての役割を演ずる。操縦というのは物陰から糸を引いてあやつるという意味である。つまり、小集団の成員は一応自己決定の過程を通過させられるが、その実、前もって用意されたプログラム通りに行動させられることになる。外的強制を自発性に転化させるところに、操縦の効用が見出される。

対象たる集団の特殊性を考慮し、その活動の全局面を理解したうえで、グループ・ワークは実施される。個別的・全面的

に対象を取り扱う点では、それはケース・ワークと同様である。しかし、後者の対象が個人であるのに、前者のそれは集団である。グループ・ワークにおいても、集団成員は一律的に扱われるのではなく、各人の特殊性が考察される。だが、ケース・ワークでは、個人がそれ自体として取り上げられるのに、グループ・ワークにおいては、集団的状況における個人が問題となる。

グループ・ワークは産業における人間関係論によく似ている。場面が小集団であることにおいて、両者は同じである。さらに、諸個人の自発性に重点がおかれていることでも、両者は共通している。人間関係論の核心をなしているのはモラール（morale）、つまり、共通の目的を達成するために自発的に協力しようとする意欲であるが、グループ・ワークについても、同じことがいえる。後者における集団はスポーツ・レクリエーションなどのためのものであり、前者でのそれは作業集団であるといった相違はあるが、両者は本質的に類似している技術であるといえる。

人間福祉のためにといった倫理的価値の世界を回避することによって、社会事業は技術的性格を帯びる。それは所与の目的のために社会関係の変化を生ぜしめる社会的技術である。与えられる目的の如何によっては、人間関係論はきわめて危険な技術となる。形式的には、自発的に行動する諸個人が、実質的には、あやつり人形になっているということにもなりかねない。グループ・ワークについても、同じような警告がなされるのではなかろうか。操縦は実質的な強制を作り出すものであってはならない。グループ・ワーカーは真の自発性を創出するように努めるべきである。かれは集団成員より一歩先んじながらも、同時に、かれらを自分と同一の水準にまで向上させることに十分の努力を払わなくてはならない。操縦の目標はあくまでも諸個人の能力の開発に向けらるべきである。この意味において、グループ・ワークの関心は、ケース・ワークのそれと同じように、結局、個人にあるというのは適切である。

コミュニティ・オーガナイゼーションの対象となるのは、慣習・伝統などの共同生活の重要要素を共通にもつ、かなりよ

くまとまった地域社会である。[2] それは最小の地域的行政単位に合致することが多い。しかし、町を中心とし、周辺の農業地帯を含む場合もあるし、学校・教会を中心とする実質的コミュニティであることもある。コミュニティ分解が生じ、またはそのおそれがある時に、コミュニティ・オーガナイゼーションの必要が生ずる。社会事業はこれを能率的に実施するのに寄与する。コミュニティ・オーガナイゼーションが高度の技術をもって行われるかぎり、どんな場合でも、それは社会事業活動である。

コミュニティ・オーガナイゼーションに際して、コミュニティのひとびとは問題解決にたいして自助の精神をもつことがのぞましい。したがって、社会事業家たるコミュニティ・オーガナイザーは支配者ではなく、援助者として行動しなくてはならない。かれの援助によって樹立される計画はコミュニティのひとびとによって作られ、かつ、納得されるようなものでなくてはならない。住民の自発性をあくまでも尊重するのがコミュニティ・オーガナイゼーションの骨子である。かれらの自発的協力をまって、コミュニティは一体化し、問題解決のために利用しうる諸資源を最大限に動員することが可能になる。

成員の自発性を強調することにおいて、コミュニティ・オーガナイゼーションはグループ・ワークと共通している。しかしながら、後者の対象はせいぜい二〇～三〇人どまりの小集団であるのに、前者のそれである地域社会の人口は数万またはそれをこえることがある。対象の規模について格段の隔たりがあるから、技術の複雑さにおいて、前者は後者をこえている。両者は本質的には同じ性格をもっているとしても、コミュニティ・オーガナイゼーションのためには、より高度な技術が必要とされる。

コミュニティ内の諸集団の代表者からなる諸委員会を主たる舞台として、コミュニティ・オーガナイザーの仕事は展開される。グループ・ワークでは、集団内の諸個人が問題になるのに、コミュニティ・オーガナイゼーションにおいては、コミュニティ内の諸集団が出てくる。つまり、諸集団間の関係の調整という新しい問題領域が現われている。そこにおいても、個人・集団が問題になるが、さらに、両者をこえる問題が提起されるのである。コミュニティ・オーガナイゼーションはケース・ワークおよびグループ・ワークを含んでいると同時に、それ以上の技術をも必要とするものである。したがって、社会事業のなかで、それは最も高度な技術であるということができる。

社会事業の地域開発にたいする貢献は全面的なものであり、農業・保健・教育などの特殊的分野に向けられているのではない。だから、後進国開発がたんに経済的なものであるならば、社会事業が介入する余地は少ない。ところが、後進国開発において、その社会の生活全体の改善が企図されると、社会事業の適用が可能になる。このようにして、社会事業は、コミュニティ・オーガナイゼーションという形態において、かなり大きな社会を対象とする技術となる。

社会事業がその対象領域を拡大してくるにつれて、その技術はますます普遍的なものになる。それは一部のひとびとの専有物ではなく、もろもろの分野で活躍するひとびとの共有物になる。このような事態は、それを救貧事業に限定しようとする立場からしては、到底理解されない。企業経営者になるためにも、その他の指導者になるためにも、技術としての社会事業を習得することが必要であるといえる。

（1）「グループ・ワークの社会事業における位置」（三田学会雑誌第五一巻第八号）
（2）「コミュニティ・オーガナイゼーションの諸側面」（同第五五巻第一〇号）

三　社会事業の専門職業化

社会事業はたんなる救貧事業ではなく、それは専門職業のひとつである。旧来の救貧事業としての社会事業は問題の諸原因についての深い知識なくして、それを取り扱うきらいがあった。技術としての社会事業は目前の救済に終始する対症療法ではなく、困難の根底にあるものを摘発することを課題とする。与えられた目的を能率的に達成するためには、社会事業は

専門職業化しなくてはならない。社会事業が専門職業となっていることが、アメリカ社会事業の主要な特徴のひとつとしてあげられる。[1] 社会事業家は、法律家・医師などと並べられる専門職業者と認められるべきであるという意見が出ている。

ある仕事に就くために、高等教育機関において習得されうるような特別の知識・訓練が必須の条件になる場合、その仕事は専門職業となる。この知識・訓練は徒弟制度によって獲得されうるようなたんに経験的なものではなく、学校教育の対象となりうるような客観化されたものである。客観的知識は科学またはその成果を利用するものである。社会事業は科学ではなく、技術であるとしても、技術としての社会事業は科学の成果を利用することによって専門職業化している。学校出の社会事業家は科学の成果を利用することによって、素人の篤志家とは区別される。個別的・全面的取扱方法たるケース・ワークが精密になり、さらに、グループ・ワークおよびコミュニティ・オーガナイゼーションが必要となってくると、社会事業は複雑な技術になってくる。そうなると、素人の篤志家が社会事業に関与するのはむずかしくなり、専門職業としての社会事業が確立される。

社会事業が主観的な人道主義的運動から客観的な処置方法へと転化する過程を、その近代化と呼ぶことができる。この近代化によって、社会事業は専門職業になり、それを担当するには、高い学歴が要求されるようになる。専門職業的社会事業家の出現こそ、社会事業の最も顕著な近代化傾向であるといえる。無給の慈善家とはちがって、かれらは有給の専門家である。この場合、専門家というのはスペシャリストではなく、プロフェショナール・マンという意味である。近代的社会事業においては、貧困者を扱うものは自分も貧困でなくてはならないといった考え方は通用しない。専門職業的社会事業家は、法律家・医師などに匹敵する職業者であるのであるから、かれらが、それにふさわしい報酬をうけるのは当然である。

アメリカにくらべて、わが国では、社会事業が未成熟であったし、現在でも、それはあまり成熟しているとはいえない。それでも、戦後、アメリカの影響をうけながら、わが国の社会事業はかなり発展してきている。[2] 旧生活保護法の時代までは、素人の篤志家たる民生委員の意見で保護の決定が行われるというのが実情であった。ところが、新生活保護法の制定とともに、社会福祉主事が事業担当者として現われた。そして、その職に就くには、一定の資格条件、つまり、高等教育機関、または特定の養成機関を卒業すること、あるいは、特定の試験に合格することが要求されるようになった。このようにして、社会事業の専門職業化への道が開かれたのであるが、それは十分なものとは到底いえない。これに加えるに、生活保障の分野以外での社会事業の発達は、きわめて不十分である。

社会事業の課題は特定対象の全側面を究明し、それに応じた客観的処置方法を引き出すことにある。この課題を遂行するには、社会事業家は有能な調査担当者でなくてはならない。調査を通じて、社会事業は科学と結び付き、専門職業のひとつに編入される。個別的・全面的把握のためには、事例的調査方法が採用される。この事例的調査方法が社会学の一部分を構成するものであれば、社会事業を応用社会学とみなすことが可能である。しかし、それは社会学の一部分というより、もっと一般的なものである。この故に、社会事業は社会学と結び付くのみでなく、その他の諸科学とも関係する。社会事業はひとつの科学であるよりも、諸科学の成果を実践的・総合的に利用する技術である。諸科学と関係している技術たることにおいて、社会事業は専門職業になっている。

旧来の社会事業は各種の問題を雑然と扱っていたが、現在のそれは社会的問題に注意を集中する傾向がある。遺伝や疾病などの問題はそれぞれの専門的自然科学者の取り扱うべき問題とされ、社会事業家の精力は社会科学的問題に注入される。とくに、最近の社会事業においては、人間関係の問題に注意が向けられている。個人・集団の社会環境への適応性が社会事業の基本的関心となっており、社会的不適応に対処することが技術としての社会事業の任務とされる。したがって、この技術は社会的技術と規定することができる。従来、社会事業は問題の生物学的・医学的側面を重視する傾向があったが、現在では、それはその社会的側面に特別の関心をよせている。今日の社会事業は個人のみならず、集団・地域社会をも対象と

し、それらと社会環境との間の調和の実現を目標としている。社会事業が社会的技術であるとすれば、それと直接に関係するのは社会科学であるということになる。

一八九〇年代までに、社会事業が主として利用したのは経済学であった。[3] その発展史上において、最も早く社会事業に貢献したのは経済学であった。その理由として、二つがあげられるようだ。ひとつは積極的なものであり、当時の社会事業が困窮の経済的側面にその視野をほとんど限定していたという事情である。他は消極的なものであり、経済学以外の社会科学が未発達であったということである。経済学が自由放任主義を固執していた時代には、社会事業は自然淘汰にさからう施策とみなされた。経済学がこれを強調しなくなり、さらに、現行制度に懐疑的になってくると、それは社会事業の存在理由を肯定するようになった。この段階では、経済学はより一層社会事業の発達に寄与するようになる。

社会事業が貧困以外の問題を重視するようになり、かつ、経済学以外の社会科学が発達してくると、社会事業と経済学の関係は次第に薄くなってくる。とくに、所謂近代経済学の成果を社会事業に結び付けるのはむずかしい。その反面、経済学以外の社会諸科学、わけても、社会学との結び付きが顕著になってきた。その結果、社会事業は社会学の応用部門のひとつであるかのようにうけとられるようになる。社会事業がグループ・ワークという新分野に進出してくると、社会心理学の成果を吸収することが必要になる。さらに、コミュニティ・オーガナイゼーションが後進国開発の問題に適用されてくれば、社会事業は文化人類学の成果に依存しなければなるまい。

社会事業の方法は臨床医学にたとえられる。そこでは、個別的対象にたいして、具体的に適当な処置方法の指摘が期待される。このような社会診断のためには、利用しうるかぎりの諸科学の知識が総合的に動員されなくてはならない。だから、社会事業は特定の科学に排他的に結び付くことはできない。社会事業の直面する問題は、時代によってちがっているから、それぞれの問題の性格に応じて、特定の科学との関係が濃くなるということは生ずる。例えば、初期の社会事業は経済学に多く依存していたし、その後のそれは社会学との関係が強かった。しかし、社会事業が臨床的技術であるかぎり、それは特定の科学にのみ結びつくということは賢明ではなく、利用しうるかぎりの諸科学の知識を活用するのに努めなくてはならない。

科学の今後の発展をまてば、細分化されている諸科学が一体化することが期待されないではない。しかしながら、現在はその時期ではない。そのかぎりにおいて、総合的把握を使命とする社会事業は技術にとどまらざるをえない。それは諸科学の成果を利用するが、科学そのものではない。社会事業がその対象領域を拡大するにつれて、動員する必要がある諸科学の成果はますます多くなっている。その結果、専門職業としての社会事業はきわめて高度の知識を前提としてはじめて遂行しうる仕事になってきている。社会事業は科学ではなくして、技術であることからして、それを遂行容易な仕事であると考えるならば、大きな誤りにおちいる。

（1）「米国社会事業概観」（三田学会雑誌第二六巻第九号）
（2）「生活保護法関係の社会事業に関する諸問題」（同第四八巻第一号）
（3）「科学と社会事業」（同第二六巻第一〇号）

むすび

社会事業がその対象領域を拡大し、かつ、その方法を精密化してくるにつれて、それは通俗的に解釈されるものとはちがってきている。

社会事業は貧困のみならず、社会的不適応現象の多くを問題とする。社会的不適応は資本主義社会にのみならず、社会主義社会においても存在しうるから、社会事業は資本主義制度から生ずる欠陥だけを取り上げるものではない。ケース・ワー

クにおいては、焦点は個人に合わせられているが、グループ・ワークおよびコミュニティ・オーガナイゼーションでは、集団および地域社会が取り扱われている。社会事業の発達にともなって、その対象領域は無限に広がってくるようにさえみえる。したがって、対象の面からして、その性格を限定するのはむずかしい。だとすると、社会事業の特徴はその方法に求められなくてはなるまい。

社会事業の本質が主観的人道主義運動から客観的処置方法に移行してくると、社会的技術としての社会事業が成立する。これは社会事業の近代化と同時に、その専門職業化を意味する。包括的対象の多角的分析という困難な課題を担っている社会事業は、特殊化されている諸科学のひとつにはなりきれない。社会事業は科学そのものではないが、複雑な諸問題を客観的に処理するには、それは諸科学の成果をいよいよ吸収して、その技術を高度化させなくてはならない。この故に、社会事業は高度の専門職業であるということができる。

前述のように理解される社会事業は特定の分野に活躍するひとびとの専有物というよりも、むしろ、広い範囲のひとびとによって共有さるべき技術とみなされなくてはならない。このような社会事業とたんなる救貧事業との間には、大きな隔たりが存在する。

（後記）小島教授の社会事業関係諸論文のうちの主要なものを手掛りとしながら、小論は書かれた。これらの多くでは、研究関心は社会事業の概念的問題に向けられていたので、小論の主題はそれに応ずるものになっている。小論は小島教授の業績の忠実な紹介にはなっていないようである。注目すべき業績の幾つかについては述べられているが、同時に、教授の業績の枠外に出て論じたところも少なくはなかった。両者の区別はある程度までなされているが、それを厳密になすと、論述はあまりにも煩雑になってしまう。この事情からしても、小論の欠陥はすべて筆者の責めに帰せしめられなくてはならない。

第一インターナショナルと民族問題（一）

――マルクス主義とポーランドの解放――

飯田鼎

一、はしがき
二、マルクス主義と民族解放運動
三、マルクス主義における革命論とポーランド人問題

（以下続稿）

一

一九六〇年代における国際共産主義運動はひとつの大きな危機、従って世界史的な観点からするならば重大な転機にさしかかっていることは、何人もこれを否定することはできないであろう。いわゆる「中・ソ論争」によって象徴される国際共産主義の理論的対立の重要なモメントのひとつが、ほかならぬ被圧迫民族＝植民地および後進諸国における革命運動をめぐる中・ソ両国の評価の相違にあったことは、たとえば、この論争を決定的ならしめた事件が、「キューバ問題」であり、「中印国境問題」であったことからもうかがい知ることができる。民族解放闘争を、現代のマルクス主義の理論は、どのようにその体系のなかに位置づけるか。一方において資本主義に対抗してひとつの体制となった共産主義は、いまや、発展する共産主義国家群の利害を代表して、その基盤の確立のためにこそ、本来、不具戴天の敵たる資本主義との間に、バランス・オ